

報道機関各位

青森県健康医療福祉部保健衛生課長

食中毒の発生について

1 概 要

- (1) 令和 7 年 4 月 20 日（日）19 時頃、青森県三戸保健所に対し、日本フードパッカー株式会社青森工場から「複数の従業員が胃腸炎症状を呈しており、その多くが社員食堂を利用している。」旨の連絡があった。
- (2) 同保健所による調査の結果、同工場の社員食堂を利用した同工場従業員 53 名及び同工場の関係者 3 名の計 56 名が腹痛又は下痢の症状を呈していたことが判明した。
- (3) 同保健所では、患者に共通する食品が当該施設の食事に限られること、患者の臨床症状が共通していること、食事以外の感染の可能性が認められないこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

2 発生年月日 令和 7 年 4 月 14 日（月）

3 喫食者数 調査中

4 患者数 56 名（受診者 6 名 入院なし）※患者は、快復している。

	計	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
男	44 (5)	1 (0)	3 (0)	9 (1)	14 (2)	9 (0)	8 (2)
女	12 (1)		2 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (1)
計	56 (6)	1 (0)	5 (0)	10 (1)	16 (2)	14 (0)	10 (3)

() 内に受診者数再掲

5 主な症状 腹痛、下痢

6 原因施設

- (1) 施設名 日本フードパッカー株式会社青森工場 社員食堂
- (2) 施設所在地 上北郡おいらせ町松原二丁目 132-1
- (3) 業 種 集団給食施設
- (4) 設置者 日本フードパッカー株式会社

7 原因食品 当該施設が提供した食事

8 病因物質 調査中

9 行政対応 令和 7 年 4 月 25 日（金）、三戸保健所は、食品衛生法に基づき当該施設の設置者に対し、令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 4 月 27 日（日）まで 3 日間の給食業務の停止を命じた。

なお、当該施設は、令和 7 年 4 月 21 日（月）から給食業務を自粛している。

報道機関用提供資料 発表No. 7-3	
担当課・担当者	保健衛生課 食品衛生グループ 担当者 横山副参事
電話番号	内線 6377/6379 直通 017-734-9214
報道監	健康医療福祉部 泉谷次長（内線6202）

<参考>

食中毒発生状況

(令和7年4月25日現在)

	発生件数	患者数
令和 7年1月～令和 7年 4月25日	3件	72名
令和 6年1月～令和 6年 4月25日	1件	59名
令和 6年1月～令和 6年 12月末日	5件	69名

令和7年の発生件数、患者数は、本事件を含む。

<県民への呼びかけをお願いします>

これから暖かくなると、カンピロバクター、サルモネラや腸管出血性大腸菌のような細菌による食中毒が多く発生します。

食中毒予防の3原則に注意して食中毒を防ぎましょう。

<食中毒予防の3原則>

① 細菌をつけない

- ・トイレの後や調理、食事の前に手を洗う。
- ・肉や魚の汁が、他の食品につかないように袋や容器に入れて保存する。
- ・まな板、包丁やふきんなどは、きれいに洗った後、熱湯や塩素系の漂白剤で消毒する。

② 細菌を増やさない

- ・生鮮食品は、冷蔵庫や冷凍庫で保存する。
- ・室温に長く放置しない。

③ 細菌をやっつける

- ・加熱調理は、中心部まで十分火を通す。